

使用前検査申請内容の変更について

発室発第175号
令和4年3月24日

原子力規制委員会 殿

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号
氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

令和2年4月17日付け発室発第16号をもって申請（令和3年7月27日付け発室発第54号にて記載事項変更）しました東海第二発電所使用前検査申請書の記載事項を変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 変更内容

1. 1 使用前検査申請書

東海第二発電所

使用前検査申請番号

発室発第16号（令和2年4月17日）

以下，使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

発室発第54号（令和3年7月27日）

(変更前)

申請に係る発電用原子炉施設の概要	別紙1のとおり
検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 期日 自 令和2年 5月15日 至 令和4年 8月 場所 東海第二発電所 他（別紙2のとおり）
	工事の工程 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時（三号） 期日 自 令和2年 5月15日 至 令和4年10月 場所 東海第二発電所 他（別紙2のとおり）
	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 令和4年12月※ 場所 東海第二発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和4年12月※

※ 法第43条の3の8第3項の規定により届け出た(令和2年1月28日付け総室発第99号) 発電用原子炉施設の工事計画における工事の終了期日としている。

(変更後)

申請に係る発電用原子炉施設の概要	別紙1のとおり
検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 期日 自 令和2年 5月15日 至 令和6年 5月 場所 東海第二発電所 他（別紙2のとおり）
	工事の工程 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時（三号） 期日 自 令和2年 5月15日 至 令和6年 7月 場所 東海第二発電所 他（別紙2のとおり）
	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 令和6年9月* 場所 東海第二発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和6年9月*

※ 法第43条の3の8第3項の規定により届け出た(令和4年2月28日付け総室発第94号) 発電用原子炉施設の工事計画における工事の終了期日としている。

(変更前)

別紙 1

東海第二発電所

発電用原子炉施設に係るもの

- ・ 原子炉本体
- ・ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ・ 原子炉冷却系統施設
- ・ 計測制御系統施設
- ・ 放射性廃棄物の廃棄施設
- ・ 放射線管理施設
- ・ 原子炉格納施設
- ・ その他発電用原子炉の附属施設
 - 1 非常用電源設備
 - 2 常用電源設備
 - 3 補助ボイラー
 - 4 火災防護設備
 - 5 浸水防護施設
 - 6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）
 - 7 非常用取水設備
 - 9 緊急時対策所

(変更後)

別紙 1

東海第二発電所

発電用原子炉施設に係るもの

- ・原子炉本体
- ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ・原子炉冷却系統施設※¹
- ・計測制御系統施設
- ・放射性廃棄物の廃棄施設
- ・放射線管理施設
- ・原子炉格納施設※²
- ・その他発電用原子炉の附属施設
 - 1 非常用電源設備
 - 2 常用電源設備
 - 3 補助ボイラー
 - 4 火災防護設備
 - 5 浸水防護施設
 - 6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）
 - 7 非常用取水設備
 - 9 緊急時対策所

※1：原子炉冷却系統施設の主配管「残留熱除去系ポンプ A～残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点」，「残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A」，「残留熱除去系ポンプ B～残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点」，「残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B」，「残留熱除去系熱交換器 A～A 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点」，「A 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点～A 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，「B 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点～B 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点」，「残留熱除去系ポンプ C～低圧代替注水系残留熱除去系配管 C 系合流点」，「B 系統代替循環冷却系原子炉注水配管合流点～B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点」，「B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～B 系統低圧注水系配管分岐点」，「B 系統代替循環冷却系テスト配管合流点～サプレッション・チェンバ」，「A 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～弁 E12-F053A」，「B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～弁 E12-F053B」，「A 系統サプレッショ

ン・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」、「B 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」及び「弁 E12-F050B～再循環系ポンプ B 吐出管合流点」については、新たに工事計画の認可（原規規発第 2 1 0 9 2 9 5 号）を受け本申請とは別の申請（令和 4 年 3 月 2 4 日付け発室発第 1 7 9 号）を行った範囲を、本申請から除く。

※ 2 : 原子炉格納施設の主配管「残留熱除去系ポンプ A～残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点」、「残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A」、「残留熱除去系ポンプ B～残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点」、「残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B」、「残留熱除去系熱交換器 A～A 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点」、「A 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点」、「残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点～A 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」、「B 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点」、「残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点～B 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」、「B 系統代替循環冷却系原子炉注水配管合流点～B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点」、「B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～B 系統低圧注水系統配管分岐点」、「B 系統代替循環冷却系テスト配管合流点～サブプレッション・チェンバ」、「A 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」及び「B 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」並びに原子炉格納施設の原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部「X-101A, X-101B, X-101C, X-101D」については、新たに工事計画の認可（原規規発第 2 1 0 9 2 9 5 号）を受け本申請とは別の申請（令和 4 年 3 月 2 4 日付け発室発第 1 7 9 号）を行った範囲を、本申請から除く。

2. 変更理由

申請対象となる発電用原子炉施設の一部変更※に伴い、「申請に係る発電用原子炉施設の概要」を変更する。

また、工程の変更に伴い、「検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所」並びに「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を変更する。

※：令和 3 年 9 月 2 9 日付け原規規発第 2 1 0 9 2 9 5 号にて認可された工事計画の設備について、本申請対象から除き令和 4 年 3 月 2 4 日付け発室発第 1 7 9 号にて検査を受検する。

工事の工程に関する説明書（変更前）

項目	年月	令和2年		令和4年				
		5月	6月	8月	9月	10月	11月	12月
発電用原子炉施設に係るもの								
・原子炉本体			△					
・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		← 使用前検査（一号） →						
・原子炉冷却系統施設								
・計測制御系統施設								
・放射性廃棄物の廃棄施設								
・放射線管理施設								
・原子炉格納施設								
・その他発電用原子炉の附属施設								
1 非常用電源設備								
2 常用電源設備					▲			
3 補助ボイラー		←		使用前検査（三号）		→		
4 火災防護設備								
5 浸水防護施設								
6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）								
7 非常用取水設備								
9 緊急時対策所								◆ ← 使用前検査（五号） →

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能を確認する検査

◆ 総合的な性能を確認する検査

工事の工程に関する説明書（変更後）

項目	年月	令和2年		令和6年				
		5月	6月	5月	6月	7月	8月	9月
発電用原子炉施設に係るもの								
・原子炉本体			△					
・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		← 使用前検査（一号） →						
・原子炉冷却系統施設								
・計測制御系統施設								
・放射性廃棄物の廃棄施設								
・放射線管理施設								
・原子炉格納施設								
・その他発電用原子炉の附属施設								
1 非常用電源設備								
2 常用電源設備					▲			
3 補助ボイラー				← 使用前検査（三号） →				
4 火災防護設備								
5 浸水防護施設								
6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）								
7 非常用取水設備								
9 緊急時対策所								◆ ← 使用前検査（五号） →

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能を確認する検査

◆ 総合的な性能を確認する検査